

# 託送供給等特例認可申請書

令和5年8月7日

沖縄電力株式会社

# 託送供給等特例認可申請書

沖電送送企発第4号  
令和5年8月7日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号  
沖縄電力株式会社  
代表取締役社長 本永 浩之  
社長執行役員

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類			接続供給	備考
供給の相手方	氏名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	—
	住所		同上	—
	受給場所	受電場所	同上	—
	受給場所	供給場所	同上	—
供給電力			同上	—
供給電圧			同上	—
電気方式及び周波数			同上	—
料金その他の供給条件の内容			同上	—
供給開始年月日及び有効期間			同上	—

## 別 紙

### 託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和5年台風6号の影響により当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生し、沖縄県那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡今帰仁村、国頭郡本部町、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡伊江村、中頭郡読谷村、中頭郡嘉手納町、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、中頭郡中城村、中頭郡西原町、島尻郡与那原町、島尻郡南風原町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡座間味村、島尻郡南大東村、島尻郡伊平屋村、島尻郡伊是名村、島尻郡久米島町および島尻郡八重瀬町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村\*（令和5年8月1日以降の令和5年台風6号の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、託送供給等約款（令和5年1月27日認可。以下「託送供給等約款」という。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいう。）以外の供給条件として、次の供給条件を適用するものとする。

※隣接する市町村は以下のとおり（令和5年8月7日時点）

島尻郡栗国村、島尻郡渡名喜村、島尻郡北大東村、宮古郡多良間村

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和5年7月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、8月、9月および10月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、各々1カ月間延長する。

2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合は、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月間に限り、免除

する。

3. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和6年2月末日までに行なわれ、かつ、その申込みの被災時の当該供給地点にかかる接続供給契約の契約負荷設備の総容量または契約電力をこえないときは、託送供給等約款 68（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。
4. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災後、再建等のため、託送供給等約款 20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが令和6年2月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款 71（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、令和6年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金（ただし、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスを除く。）および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。
6. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災後、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを令和6年2月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）および 63（通信設備等の施設）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。
7. この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

以上

## 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和5年台風6号の影響により、当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生し、当社供給区域内の次の市町村に災害救助法が適用されました。

沖縄県：那覇市，宜野湾市，浦添市，名護市，糸満市，沖縄市，豊見城市，うるま市，宮古島市，南城市，国頭郡国頭村，国頭郡大宜味村，国頭郡東村，国頭郡今帰仁村，国頭郡本部町，国頭郡恩納村，国頭郡宜野座村，国頭郡金武町，国頭郡伊江村，中頭郡読谷村，中頭郡嘉手納町，中頭郡北谷町，中頭郡北中城村，中頭郡中城村，中頭郡西原町，島尻郡与那原町，島尻郡南風原町，島尻郡渡嘉敷村，島尻郡座間味村，島尻郡南大東村，島尻郡伊平屋村，島尻郡伊是名村，島尻郡久米島町，島尻郡八重瀬町

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和5年8月1日以降の令和5年台風6号の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

以 上